

事務連絡
平成26年7月4日

動物医薬品検査所 御中

消費・安全局畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛て通知したので、御了知
ください。



事務連絡
平成26年7月4日

北海道畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第42号）が別添のとおり平成26年7月4日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

人用医薬品の承認に係る薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の一部改正に伴い、条項を繰下げる。

第百六十三条中「第五号の二十一及び第十二号の二十二」を「第五号の二十二及び第十二号の二十三」に改める。

2. 施行期日

平成26年7月4日

(別添)

○農林水産省令第四十二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

農林水産大臣 林 芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第五号の二十一及び第十二号の二十二」を「第五号の二十二及び第十二号の二十三」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。